

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は33頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** ファクシミリで送信されてきた処方せんを調剤する場合、受付時間については、ファクシミリの受付時間と処方せん（原本）の受付時間のどちらを基準とすべきでしょうか。例えば金曜日の夕方にファクシミリが届いたので、その日のうちに調剤しておき、患者が翌日の土曜日の午後に処方せんを持参したような場合、夜間・休日等加算の算定は認められるのでしょうか。また、そのような場合、調剤日は金曜日とするのでしょうか、それとも土曜日とするのでしょうか。（茨城県 匿名希望）

**A** 実際に処方せん（原本）を受け取った時間（日時）を、処方せん受付時点として解釈してください。したがって、ご質問のケースでは、夜間・休日等加算の算定は可能です。

ファクシミリにより処方せんを送信した場合の取り扱いについては、「調剤は、患者等が持参する処方せんを受け取って内容を確認することにより完結するものであり、ファクシミリで電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調整等は、患者等が持参する処方せんの受領、確認により、遡って調剤とみなされる」（平成元年11月15日、薬企第46号・保険発第105号）とあります。

この説明では、処方せんの受付時間について、ファクシミリで処方せんを受信した際の日時を受付時間とするのか、それとも、患者から実際に処方せん（原本）を受け取った日時を受付時間とするのかが、明確に記載されているわけではありません。しかし、ここで説明しているのは「調整」行為を「遡って調剤とみなされ

る」としているのであって、処方せんの受付時点について遡ることを認めているわけではないと解釈すべきでしょう。

もし受付時間まで遡ることになれば、例えば患者が夜間にファクシミリで処方せんを送信しておき、平日の開局時間内に処方せん（原本）を持参したような場合には「時間外加算」や「深夜加算」を算定することになってしまいます。また、その逆に、平日の開局時間内にファクシミリ送信しておけば、患者が深夜や時間外に来局したとしても「深夜加算」や「時間外加算」を算定できないと考えなければならないでしょう。

そのようなケースを考えてもわかるとおり、ファクシミリの受信日時ではなく、患者から処方せん（原本）を受け取った日時で判断するものであると解釈するのが妥当でしょう。

**Q** 平成21年5月請求分からレセプト請求のオンライン化が義務づけられていますが、省令が改正され、従来のように電子媒体で提出することもできるようになったと聞きました。現在はオンライン送信しているのですが、以前のように電子媒体に戻しても構わないのでしょうか。（匿名希望）

**A** 平成21年11月25日に請求省令が改正され、平成22年1月請求分（平成21年12月調剤分）より、オンラインまたは電子媒体のいずれかによる請求が可能となっています。

レセコンを使用している保険薬局の場合は、当初、平成21年5月請求分（同4月調剤分）よりレセプトオン



# 処方・調剤 保険請求の Q & A

ライン請求が義務化とされていました。しかし、厚生労働省がオンライン請求に係る対応状況を調査したところ、準備できていない施設が多く存在することが判明したため、急きょ平成21年5月に請求省令を改正して、約6カ月間を目処とする義務化期限の猶予措置が講じられていたところです。

その後、厚生労働省は、義務化期限の猶予措置を終了するために、請求省令の改正案を公表かつパブリックコメントの募集を行いました。その主な内容は、①レセコンがなく(すなわち手書き)、かつ、レセプト件数が年間3,600件以下の薬局はオンライン請求の義務を免除、②常勤の薬剤師がすべて65歳以上の薬局はオンライン請求の義務を免除、③義務化期限が猶予された薬局のうち、レセプト件数が年間1,200件以下の施設はリース期間などの終了時(最大平成22年度末)までオンライン請求の義務を猶予、④オンライン請求が困難な場合の個別事情を明確化(電気通信回線設備の機能障害、レセコン業者や通信設備業者による納入・工事などの対応遅れ、改築工事のため仮施設での営業、概ね1年以内の廃止・休止計画ほか)、⑤猶予措置期限を平成21年11月30日と定めること(猶予措置の終了。すなわち同12月調剤分、翌年1月

請求分からオンライン請求の実施義務)——というものでした。

しかし、パブリックコメントとして寄せられた2,220件の意見などを踏まえて検討された結果、オンライン送信に限定せず電子媒体による請求方法も認めるよう見直すなど(選択制)、さらに大幅な見直しが行われることとなり、平成21年11月25日付で関係省令および告示が公布されました(施行は同月26日。概要は表を参照)。

保険薬局にとっては、たび重なる方針変更に振り回されてしまった感が否めませんが、このような大幅な見直しを行うこととなった理由については、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえたものであると同時に、現与党のマニフェストに明記されている内容に基づく措置であると理解する必要があるでしょう。

なお、義務化の免除または猶予に該当する保険薬局においては、各種届出が必要とされています。請求省令の概要などについては、社会保険診療報酬支払基金のホームページにも掲載されているほか、支払基金から保険薬局へ案内が送付されていると思いますのでご確認ください。

表 レセプトオンライン請求に関する省令改正の概要(保険薬局関係)

	当初の改正案 (パブリックコメントの募集時)	最終的な改正内容
電子レセプト	なし (従来どおり、オンライン請求のみ)	電子媒体またはオンラインによる請求(選択制)(すなわち電子レセプトによる請求であれば可)
手書きレセプト (レセコン未使用)	請求件数が年間3,600件以下の施設に限り、オンライン請求の義務を免除	請求件数に関係なく、電子レセプト請求の義務を免除(ただし、電子レセプト請求は努力義務)
高齢従事者	常勤薬剤師がすべて65歳以上(平成21年4月1日時点)の施設は、オンライン請求の義務を免除	同左
義務化期限の猶予	請求件数が年間1,200件以下の施設は、リース契約や購入後の保守管理契約の終了時(最大平成22年度末)まで、オンライン請求の義務を猶予。	請求件数が年間1,200件以下の施設は、リース契約や購入後の保守管理契約の終了時(最大平成22年度末)まで、電子レセプト請求の義務を猶予。
例外事由の明確化	電気通信回線設備の機能障害、レセコン業者や通信設備業者による納入・工事等の対応遅れ、改築工事のため仮施設での営業、概ね1年以内の廃止・休止計画ほか	同左
猶予措置期限	平成21年11月30日(すなわち同12月調剤分、翌年1月請求分からオンライン請求の実施義務)	平成21年11月30日(すなわち同12月調剤分、翌年1月請求分から電子レセプト請求の実施義務)